次の表は、係数$k=1$とする式を用いて計算したものであり、簡易な参照として使用することができる。

ストリッピングの量（立方メートル）	タンクの容量（立方メートル）			
	100	500	3000	
≦0.04	1.2	2.9	5.4	
.10	2.5	2.9	5.4	
.30	5.9	6.8	12.2	
.90	14.3	16.1	27.7	

21　予備洗浄の処理量が20に定める量より少ないことを承認するための検証試験は、第十三規則の要件を満たすことが証明されることを主管庁が認める場合には、船舶が運送することを認められる物質を考慮して、行うことができる。このように検証された予備洗浄の処理量は、20に規定する係数kの適用により、他の予備洗浄の条件について調整される。

付録七　通風方法

1　摂氏二十度の温度において蒸気圧が五キロパスカルを超える物質の貨物の残留物は、通風により貨物タンクから除去することができる。

2　有害液体物質をタンクから通風により除去する前には、貨物の可燃性及び毒性に関する安全上の危険を考慮する。安全上の側面に関しては、千九百八十四年の海上における人命の安全のための国際条約（ＳＯＬＡＳ74）(その改正を含む。)の貨物タンクにおける開口についての操作の要件、国際バルクケミカルコード、バルクケミカルコード及び国際海運会議所（ＩＣＳ）タンカー安全指針(化学薬品）の通風方法を参照すべきである。

3　港の当局は、貨物タンクの通風に関する規則を有することもできる。

4　タンクから貨物の残留物を通風によつて除去する方法は、次のとおりとする。

.1　管から排出し、及び通風設備により液体を更に除去する。

.2　横傾斜及びトリムは、タンクにおける残留物の蒸発が促進されるよう可能な限り最低限の水準に調整する。

.3　タンクの底に達することができる空気ジェットを生ずる通風設備が用いられるものとする。図七―一は、特定の深さのタンクを通風するために使用される通風設備の適切性を評価するために用いることができる。

.4　通風設備は、タンクの汚水だめ又は吸引点に最も近いタンクの開口に設置する。

.5　通風設備は、実行可能なときは、タンクの汚水だめ又は吸引点において空気ジェットが当たり、及びタンクの構造的な鋼構材への空気ジェットの衝突が可能な限り避けられるような位置に設置する。

.6　通風は、液体の残留物がタンクにおいて視認することができなくなるまで継続する。このことは、視認による検査又は同等の方法によつて検証する。

図 7−1　ジェット流速減衰深度に対する最少流量

ジェット流速減衰深度は、タンクの高さに対して比較すること。